

与論町告示第44号

与論町観光関連業者支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月17日

与論町長 山 元 宗

与論町観光関連業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症等による影響を受け、売上高が減少し、事業活動に支障が生じている本町の区域内（以下「町内」という。）に事業所等を有する観光関連業者及び組合（以下「観光関連業者等」という。）に対し、当該観光関連業者等の事業活動の継続のための支援として、予算の範囲内で交付する支援給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「観光関連業者等」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 町内に事業所を有する法人又は個人事業者であること。

(2) 下表に掲げる業種のうち、右欄の対象事業のいずれかに該当するもの

業種名	対象事業
宿泊業	全ての宿泊施設
飲食店業	ライブハウス
物品賃貸業	レンタカー業
旅行業	旅行代理店
小売業	土産物店
娯楽業	マリンレジャー、ガイド、体験施設
その他の業種	町長が必要と認めるもの

(給付金の交付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する事業者とする。

(1) 次の①～③のいずれかに該当するもの

① 令和元年12月31日以前から営業し、次の区分に掲げる期間の売上高（ア又はイに掲げる期間が1年未満の場合は、前年月平均売上高に12月を乗じて得た額）が200万円以上であるもの

ア 法人 直近の事業年度に係る期間

イ 個人事業者 前年の1月から12月までの期間

② 令和2年1月1日から同年3月31日までの間に開業した事業者（以下「新規事業者」という。）で、新型コロナウイルスの影響で売上が見込めなくなった理由を明記し、町長が必要と認めるもの

③ その他、町長が特に必要と認めるもの

(2) 国の持続化給付金の交付決定通知を受けているもの、または持続化給付金の交付申請中もしくは交付申請を行っていない事業者で、令和2年1月から8月までのうち特定のひと月の売上が前年同月よりも50%以上減少しており、町長が必要と認めるもの。なお、新規事業者については前号②に掲げる理由により町長が認

めた場合はこの限りでない。

- (3) 給付金受領後も事業活動を継続する意欲があるもの
- (4) 与論町暴力団排除条例（平成24年与論町条例第22号）第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 町税等（与論町税条例（昭和43年条例第18号）第3条に規定する町税及び与論町国民健康保険税条例（昭和43年条例第15号）に規定する国民健康保険税）を滞納していないもの。
- (6) 与論町商工業緊急支援給付金の給付を受けていないもの。

2 前項に規定する交付対象者が、町内に2以上の事業所等を有する場合は、1事業者として取り扱うものとする。

（給付金の額等）

第4条 給付金の額は、前事業年度の収入額に応じて下表に掲げる額とし、予算の範囲内で支給する。

前事業年度収入額	給付金の交付上限額
1億円以上	100万円
3,000万円以上1億円未満	50万円
1,000万円以上3,000万円未満	40万円
200万円以上1,000万円未満	30万円
令和2年1月1日から同年3月31日までに開業した事業者	30万円

（給付金の申請）

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を令和2年9月30日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 与論町観光関連業者支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 決算書又は確定申告書の写し
- (3) 持続化給付金給付通知書の写し又は売上減少申告書（様式第2号）
- (4) 新規事業者の理由書（任意様式）※新規事業者のみ
- (5) 申請者の身分証明書の写し
- (6) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (7) 町税等完納証明書又は納税誓約書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（給付金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請の内容及びその実情につき十分な審査を行い、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときには、与論町観光関連業者支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、給付金を交付するものとする。

（給付金の交付）

第7条 町長は、給付金の交付決定を通知した者に対して交付上限額の7割に相当する額を速やかに指定の口座へ振り込むこととし、第5条第1項に掲げる期限後に残額を予算の範囲内において振り込むこととする。

(給付金の返還)

第8条 町長は、給付金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、与論町観光関連業者支援給付金返還命令書(様式第4号)により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。